

請願・陳情參考資料

平成28年9月15日

農 林 水 産 部

陳 情 (新規)

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況																																				
28年-17号 (28. 8. 5)	農林水産	「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」の期限延長について 特殊土壌対策促進協議会	・特殊土壌地帯に指定された地域では、後進地域特例法に基づく国の負担割合の引き上げ対象となっていない事業が、新たに引き上げ対象となるなど要件が緩和され、国から財政上の優遇措置が講じられている。 ・この法律は昭和27年に制定された5カ年の時限立法（議員立法）で、これまで12回延長され、本年度末で第13次計画（平成24～28年）が終期を迎える。 ・このため、今年度、関係する11県が連携し、特殊土壌対策促進協議会として国への要請活動を行うとともに、関係県選出の国会議員で組織された「世話人国会議員懇談会」と連携しながら、期限延長の実現を目指していくこととしている。 <参考> ○国の負担割合の引き上げ対象事業（主なもの） <table><tr><th>事業名</th><th>一般地域</th><th>特殊土壌地帯</th></tr><tr><td>治山、砂防事業</td><td>1,2級河川流域での事業</td><td>左以外の流域での事業</td></tr><tr><td>河川改修事業</td><td>事業費5千万円以上</td><td>左以外の事業</td></tr><tr><td>道路防災事業</td><td>—</td><td>県が事業主体の場合</td></tr><tr><td>農地整備事業</td><td>農業用排水、農道、区画整理</td><td>客土、暗渠、農地造成、農地保全等</td></tr></table> ○本法による国補助金の引上げ額（単位：百万円） <table><tr><th></th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28 見込み</th><th>第13次 合計</th></tr><tr><td>鳥取県</td><td>25</td><td>39</td><td>18</td><td>22</td><td>34</td><td>138</td></tr><tr><td>全国</td><td>2,064</td><td>1,727</td><td>1,400</td><td>1,631</td><td>1,141</td><td>7,963</td></tr></table> ○特殊土壌対策促進協議会等による本年度の要請活動 ・7月21日：農水省、総務省、国交省、国会議員への要請 ・8月25日：第1回世話人国会議員懇談会総会 ・10月下旬(予定)：世話人国会議員懇談会幹事会 ・11月下旬(予定)：第2回世話人国会議員懇談会、関係省庁への要請	事業名	一般地域	特殊土壌地帯	治山、砂防事業	1,2級河川流域での事業	左以外の流域での事業	河川改修事業	事業費5千万円以上	左以外の事業	道路防災事業	—	県が事業主体の場合	農地整備事業	農業用排水、農道、区画整理	客土、暗渠、農地造成、農地保全等		H24	H25	H26	H27	H28 見込み	第13次 合計	鳥取県	25	39	18	22	34	138	全国	2,064	1,727	1,400	1,631	1,141	7,963
事業名	一般地域	特殊土壌地帯																																					
治山、砂防事業	1,2級河川流域での事業	左以外の流域での事業																																					
河川改修事業	事業費5千万円以上	左以外の事業																																					
道路防災事業	—	県が事業主体の場合																																					
農地整備事業	農業用排水、農道、区画整理	客土、暗渠、農地造成、農地保全等																																					
	H24	H25	H26	H27	H28 見込み	第13次 合計																																	
鳥取県	25	39	18	22	34	138																																	
全国	2,064	1,727	1,400	1,631	1,141	7,963																																	

請願（新規）

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県取組状況
28年—26号 (29.9.14)	農林水産	臨時国会でTPP協定 を批准しないことを求 める請願 農民運動鳥取県連合会	1. 国の対応状況 平成28年2月4日、TPP協定参加国により協定署名がなされたところであ り、現在、参加各国内での協定批准手続きが進められている。 【これまでの国の動き】 平成25年 4月18日 衆参両議院におけるTPP国会決議 平成27年10月 5日 TPP協定大筋合意 11月25日 国TPP関連政策大綱とりまとめ 12月24日 国TPP影響試算公表 平成28年 2月 4日 TPP協定署名 (※9月26日招集予定の第192回臨時国会において、TPP関連法案 に関する審議が行われる予定) 2. 県の対応状況 具体的なTPP合意内容に関する情報開示、ならびに再生産可能とすべく抜本 的な国内農林水産業対策を講じることなど、これまで国に要望を重ねてきたとこ ろであり、引き続き、TPP交渉を主導した国による責任ある対応を求めていく。 【主な国要望項目（H27.10.15、H27.12.17、H28.1.22、H28.4.14、H28.7.26）】 ○国内農林水産業への影響を検証・公表し、国民に対して丁寧に説明する こと ○影響なきよう、国の責務において緊急的かつ抜本的な国内農林水産業 対策を講じること

(注1) 請願及び陳情ごとに別様とすること。

(注2) 処理経過及び処理結果欄の行間隔を1字程度あけること。